

	号外	定価 1部 2円	No.2317	県本部春闘討論 集会1/23~24 の開催。確定闘争 の課題整理と、春 闘方針の確立を めざし、結集を。
		発行所 盛岡市内丸10番1号		
	昭和34年4月1日	岩手県庁内		
	第3種郵便物認可			

## 給料の特別調整額(管理職手当)カット①

# 管理職手当カット提案に反対!

来年度も減額? 職員はどこまでガマンすれば良いのか!

県当局は、岩手県地方公務員共闘会議(議長:砂金岩教組委員長)に対し、現在実施している給料の特別調整額(管理職手当)にかかる減額措置を次の内容で来年度1年間実施したいとの提案があった。

この提案に対し地公共闘は、21日人事課総括課長交渉を実施し、「長年にわたる減額措置となり、職員の勤務意欲を低下させる措置である。容認できるものではない」として、提案を撤回するよう強く求めた。来年度も再度実施となれば2005年から11年目の実施となる。県の財政難を理由としても、これまで職員へ負担を求め続けている実態に対し、改めて責任の所在を追求した。

(交渉内容は裏面へ)

### 【提案内容】

今年度の管理職手当の減額措置について、削減率を変更し本年4月から1年間、総括課長級以上の管理職の特別調整額の一部を減額して支給することとしたい。

#### 【2015年度以降の削減率】

区分	部長級・副部長級	総括課長級
特別調整額 (管理職手当)	△15% (現行△25%)	△10% (現行△15%)

※参考:減額措置による影響額試算

	特別調整額		減額措置による 影響額
	手当月額	減額措置後	
部長級	約11~13万円	約9~11万円	△約2万円
副部長級	約8~10万円	約7~9万円	△約1~2万円
総括課長級	約5~8万円	約4~7万円	△約1万円

なお、この削減期間において、知事・副知事は給料月額を次の通り削減する。

知事 △15%、副知事 △10%

【**提案理由**】熊谷人事課総括課長から再度となる管理職手当の減額提案について「県内の経済・雇用情勢は、震災からは回復しつつあるとはいえ、なお厳しい状況であり、県財政を取り巻く環境も大変厳しい状況が続いている。来年度の予算編成に当たり、さまざまな方面に予算抑制をお願いしなければならない中、人件費の抑制にも努める必要があると判断した」とその理由を示し、また「ただし、これまで指摘を受けている職員の勤務意欲の維持を踏まえ、最小限の減額措置とするよう、従来の減額率を軽減し、提案したもの」と説明した。



【**地公共闘の発言**】地公共闘幹事より「東日本大震災の復旧・復興に向けて、人員不足であり、かつ通勤・住環等での負担が増え、それを職員個人が負っている。勤務意欲の維持のためにも、これ以上減額措置は行うべきではない」、「長年にわたる減額措置であり、恒常化させられている状況。削減ありきの提案は認められない」、「財政難を理由としているが、人事委員会勧告によらない削減はするべきではない。きちんと規程通りの手当を支払うべき」「他の給与等に波及されては困る。削減措置は反対」として、県当局に提案の撤回を求めた。これに対し、熊谷総括課長は「心苦しいお願いは承知している。職員の負担解消、勤務意欲の維持には今後も努力する。これ以上の給与・手当の削減は考えていない」としたものの、意見のすれ違いに終始し、本日の交渉を終了した。



## 「カット提案より先に見直すべき課題がある」

また今回の提案について、地公共闘幹事会の議論では、財政難であれば先に見直すべき課題があると、次の意見も出ている。

- ・長距離に及ぶ異動は、赴任旅費も割増しになり、通勤手当・単身赴任手当もさらにかかることになる。そういった人事異動をしないことでも経費削減になる。
- ・勤務意欲減退によるロスと、手当削減による効果とどちらが高くつくかも計算するべき。
- ・管理職手当は職責での手当であり、いわゆる管理職員の範囲の指定を受けていない職員（組合員）も対象となる。一様の削減とせず精査すべき。

## 再度撤回を求め、総務部長交渉へ 1月29日「総務部長交渉」を実施！